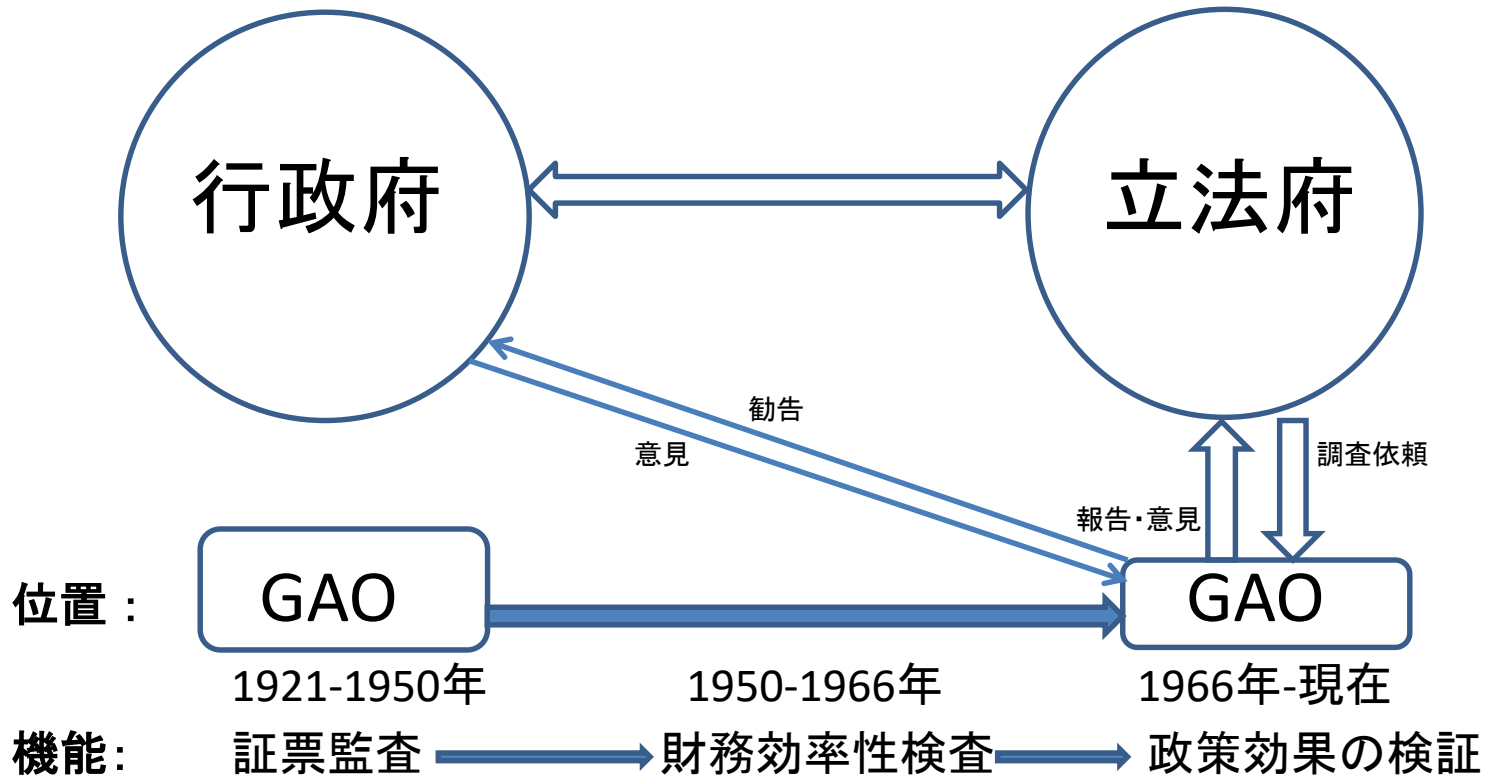


2019年12月5日
衆議院原子力問題調査特別委員会

立法府による行政監視 — 諸外国の経験からの示唆

拓殖大学政経学部准教授
益田 直子

GAOの位置と機能の変化



* 2019年度実績: 勧告数(単年度)は1,607件。執行率77%(2015年度勧告のうち4年間で執行された率)。GAOウェブサイト上に未執行の勧告のデータベース有(政策領域別、行政機関別等による検索可)。

「評価政策と評価文化の相互作用」『評価クォータリー』No.38(2016年)

表: 評価文化 (2011年時点)

	I. 政策領域	II. 研究分野	III. 国家的論議	IV. 専門家組織	V. 制度化(政府)	VI. 制度化(議会)	VII. 多元性	VIII. SAI	IX. アウトカム	合計	評価政策 評定結果
フィンランド	2.0	2.0	1.8	2.0	1.8	1.2	2.0	2.0	1.8	16.6	十分に確立した
スイス	1.8	2.0	1.6	2.0	1.3	2.0	1.8	2.0	2.0	16.4	十分に確立した
カナダ	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8	0.8	2.0	1.8	1.8	16.0	十分に確立した
アメリカ	1.6	2.0	1.8	2.0	1.8	1.4	1.6	1.8	1.8	15.8	十分に確立した
オランダ	2.0	1.9	1.5	1.8	1.8	1.5	1.8	1.8	1.4	15.3	十分に確立した
韓国	2.0	2.0	1.7	1.7	2.0	1.7	1.7	1.3	1.3	15.3	十分に確立した
イギリス	2.0	2.0	1.5	2.0	1.5	1.3	2.0	1.8	1.3	15.3	十分に確立した
スウェーデン	1.8	1.6	1.6	1.8	1.8	1.4	1.6	1.7	1.6	14.8	十分に確立した
デンマーク	1.8	1.8	1.8	2.0	1.3	1.0	2.0	1.5	1.3	14.3	—
オーストラリア	1.3	1.7	1.7	2.0	0.7	1.0	1.7	2.0	1.7	13.7	十分に確立した
ノルウェー	1.9	1.5	1.1	1.8	1.4	0.9	1.8	1.8	1.3	13.5	十分に確立した
ドイツ	1.3	2.0	1.3	1.8	1.0	1.0	2.0	1.3	1.5	13.3	十分に確立した
フランス	1.6	1.4	1.8	2.0	1.4	1.2	1.2	1.0	1.4	13.0	十分に確立した
日本	2.0	1.8	1.5	1.3	2.0	0.3	1.5	1.3	1.3	12.9	十分に確立した
イスラエル	1.3	1.8	1.0	1.8	1.3	1.0	1.8	1.3	1.3	12.3	進展した
ニュージーランド	1.4	1.0	1.4	2.0	1.2	0.6	1.4	1.4	1.2	11.6	進展した
スペイン	1.3	1.8	1.5	2.0	1.3	0.5	1.3	0.3	1.5	11.3	進展した
イタリア	1.7	1.7	1.3	2.0	1.3	0.7	1.0	0.3	0.7	10.7	—
アイルランド	1.0	1.3	1.5	1.0	1.0	0.3	1.3	1.0	0.8	9.0	—
平均値	1.7	1.8	1.5	1.8	1.5	1.0	1.7	1.4	1.4	13.7	

- 出典: Jacob et al.(2015)、13頁、表1及びParliamentarians Forum on Development Evaluation in South Asia jointly with EvalPartners(2015)、16頁、表1を基に筆者作成。評価政策評定結果における「—」は、後者の論文の調査対象外であることを示している。

指標:「議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度」の評価が低い理由。

- 他国の議会の中には、
 - ①議会自らが評価を行う場合、
 - ②独立性の高い機関が評価を行うことを求め、議会が法律の策定や修正を行う場合、
 - ③議会における予算審議の中で行政機関が行った評価情報を利用する場合等があることを説明。⇒日本はこれらに該当しないと判断されたと推測。

国会事故調及び政府事故調報告書の提言に対する取組状況のフォローアップ

- ▶政府：両報告書提言に対するフォローアップ報告書を公表(平成24-30年度)。
- ▶国会：次の2点の取組みはこれから、という状況。
 - ①国会事故調の報告書の提言1－3)を踏まえた取組み。付録2「国会による継続監視が必要な事項」
 - ②国会事故調の報告書の提言1－4)を踏まえた取組み。政府によるフォローアップ報告書に係る審議。